



別紙様式第1号 (第3関係)

令和2年7月1日

奈良市議会議長 三浦教次様

質問者 山出哲史



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
奈良市の教育ビジョンとして発表された「奈良市の目指す教育」(5枚のポンチ絵)の今後の取り扱いについて ※「ポンチ絵」とは、イラストや図を使って概要をまとめた企画書などのこと	6月30日、6月定例教育委員会が開催された。 この会議のなかで、5月19日に市長が報道発表後、個人的にもSNSで奈良市の教育ビジョンとして政策発表した「奈良市の目指す教育」(5枚のポンチ絵)が協議テーマに取り上げられた。約30分間、このテーマについての議論が行われた。 ちなみに、これら5枚のポンチ絵は、発表に至った経緯や内容の説明文がない状態で、報道発表の即日、奈良市の公式ホームページに公開された。掲載場所は教育委員会のページではなくて、新型コロナ関連のページの一角である。現在も閲覧が可能である。	市長



また、教育委員に対する「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）の内容説明は発表の2日後であった。学校長への説明は発表の翌週であった。

教育長を含む5人の教育委員からは、様々な意見が出された。また、認識が示された。主な内容は、概ね以下の①～⑦のとおり。

- ① 報道発表2日後の5月21日に開催された5月定例教育委員会において、事務局から教育委員に対して「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）の内容説明がされたものの、十分な議論はできていない。
- ② 「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）については、本定例会（6月30日）だけでなく、次回定例会（7月21日）でも引き続き議論を行う。
- ③ 「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）の内容については、学校長に対するヒアリングが行えていない。
- ④ タイトルが仮に「奈良市の目指すオンライン教育」であったなら、なるほどと思えるところもある。オンライン教育は「奈良市の目指す教育」の一部であり、手法のひとつにすぎない。
- ⑤ オンライン教育は教育格差を拡大する可能性が高いため、多様な学びの保

障が求められる。

⑥ 今も教育は、教室において、教師と子どもが対面で、実際に議論するかたちで行うことが基本である

⑦ 新しいこと（オンライン教育）を導入するからこそ、これまでの積み重ねを検証する必要がある。

また、今の学校現場の状況、子どもの様子などを把握する必要がある。

そして、新しいことを説明する際には、伝えたい内容の理解が進むよう、用語に工夫が求められる。発表された5枚のポンチ絵は、伝えたい内容がわかりにくい。

上記、教育委員の発言概要①～⑦からは「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）の内容については、教育委員会における議論がようやく始まったばかりであることがわかる。

また、学校現場の意見も反映されていないことがわかる。

以上のことから、「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）は未完成であり、まだ、発表できる段階にないことが明らかである。

次に、6月15日の定例会における、私からの一般質問に対して、市長は概ね

次のように答弁された。

- ① 5月19日に報道発表した「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）の内容については、教育委員会の議決が必要なものではない。
- ② 報道発表の内容については、市長、教育長、その他のたくさんの担当職員で会議を行い決めた。
- ③ 5月19日に市長個人がツイッターで「奈良市の目指す教育」（5枚のポンチ絵）の一部を貼り付けて、奈良市の教育ビジョンとして政策発表した。この発表内容についても、教育委員会の議決の必要はない。

【以下は奈良市の公式ホームページ「教育委員会制度、教育委員の紹介等について」より一部抜粋】

教育委員会は、市長からは独立した執行機関で、政治的中立性・安定性の確保、地域住民の多様な意見を反映、生涯学習などの教育行政の一体的な推進等を目的として設置されている。

教育委員会の権限に属する事務は、教育委員会の会議によって処理することとなっており、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針等について審議し決定している。

	<p>ここまで述べた諸事項に鑑みて、6月15日の市長の答弁内容は、制度や事実を誤認したものであると考える。</p> <p>教育委員会の会議によって審議や決定が行われていない状況で「奈良市の目指す教育」(5枚のポンチ絵)を発表したことは、市長が裁量を超えて奈良市の教育行政の執行に介入したことになると考える。</p> <p>発表した5枚のポンチ絵自体も未完成でわかりにくいものであるのに、今もそのまま、ネット上に放置されている。</p> <p>この状況を、市長はどのように考えるかについて伺いたい。</p>	
--	--	--

受付日	令和2年 7 月 1 日
送付日	令和2年 7 月 2 日